

# 日園連「果実販売詳細情報」利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (利用契約の範囲)

この利用契約は、インターネットを利用して日本園芸農業協同組合連合会（以下「日園連」という）が提供する「果実販売詳細情報」の利用に関して適用するものとします。

### 第2条 (利用規約の変更)

1. 日園連は利用者の承諾を得ることなく、この利用規約を変更することがあります。
2. 変更については、「果実販売詳細情報」のホームページ上に最初に表示した日から30日を経過した時点で、全ての利用者が了承したものとみなします。

## 第2章 情報提供に関する事項

### 第3条 (情報の内容)

日園連が利用者に提供する情報の内容は、日園連が開設するインターネット・ホームページの「果実販売詳細情報」とします。

### 第4条 (情報の内容変更)

日園連は利用者の承諾なしに提供情報の更新及び変更を行うことが出来るものとします。

### 第5条 (情報の帰属)

提供する情報の著作権は日園連にあるものとし、利用者は

受信情報を日園連の許可なしに第三者に提供できないものとします。

### 第6条 (利用者の範囲)

「果実販売詳細情報」の利用者の範囲は、原則として日園連公式ホームページ公開情報である「日園連果実総合情報」の利用者である農協系統団体、日園連指定卸売会社、「果実販売詳細情報」基礎データ提供会社等とします。

## 第3章 利用契約に関する事項

### 第7条 (利用の申込み)

「果実販売詳細情報」の利用申込みは、日園連所定の利用申込書に必要事項を記入のうえ、利用開始希望日の30日前までに日園連に提出するものとします。

### 第8条 (利用契約の成立及び取消)

利用契約は、前条の申込みを日園連が承諾したときに成立するものとし、日園連が利用申込を承諾した場合は、利用者登録番号（ID）とパスワードを設定し、利用者に通知するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

1. 申込書に虚偽の記載の事実があったとき
2. 申込者が利用料金の支払を怠るおそれのあることが明らかとなるとき
3. その他日園連が「果実販売詳細情報」の利用が望ましくないと判断したとき

### 第9条 (利用契約の期間)

1. 利用契約の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの日園連の事業年度とし、第15条（利用者の都合による利用契約の解除）もしくは第17条（日園連の都合による利用契約の解除）の規約により利用者又は日園連より解約の申し出がない場合には1年間契約期間を延長するものとし以降同様の扱いとします。
2. 年度途中に利用申込みがあった場合には、前条により日園連が承諾した日から当該年度の3月31日までを利用契約の有効期間とします。

### 第10条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、当規約に基づいて得た「果実販売詳細情報」の提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

### 第11条 (利用者の設備等)

「果実販売詳細情報」を利用するために必要なパソコン及びインターネットに接続する設備は利用者の責任において設置するものとし、その運用保守及びそれに関する費用は利用者の負担とします。

### 第12条 (利用者の責務等)

1. 利用者は、その氏名もしくは名称、または住所もしくは所在地、電話番号等が変更になった場合には、30日以内に所定の様式により日園連に通知しなければならないものとします。
2. 利用者は「果実販売詳細情報」を利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
  - (1) 入力されている情報を改ざんする行為
  - (2) 自らの利用者登録番号（ID）及びパスワードを第

三者に譲渡する行為

- (3) 他の利用者の利用者登録番号（ID）及びパスワードを不正に使用する行為
- (4) 「果実販売詳細情報」の運用を故意に妨害する行為
- (5) 会費の納入を遅滞し、または納入を拒否する行為
- (6) その他法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為

### 第13条（利用料金等）

1. 「果実販売詳細情報」の利用に伴う料金は次の通りとします。
  - ・登録料金（一時費用） 5,000円（税別）  
（利用者登録時の管理費用です。）
  - ・利用料金（年額費用）60,000円（税別）
2. 年度途中で利用を開始した場合も利用料金は同額とし、利用を開始した日から、当該年度末の3月31日までの利用料金とします。

### 第14条（支払方法）

利用開始に伴う登録料金及び利用料金は、情報利用開始月の10日までに日園連が発行する請求書に基づき、同月の月末までに請求書記載の方法で支払うものとします。

## 第4章 利用停止及び利用契約の解除

### 第15条（利用者の都合による利用契約の解除）

利用者は解約しようとする日の30日前までに日園連に所定の様式により通知することで、利用契約を解除できるものとします。なおこの場合、既納の利用料金は返還しないものとします。

### 第16条（利用契約の中止）

日園連が次のいずれかに該当する場合は情報の提供を停止し、利用者に通告なしに契約を解除できるものとし、またこの場合においては既納の利用料金は返還しないものとします。

- (1) 利用者が日園連からの利用料金の請求に対し、期間経過後もなお利用料金を支払わない場合
- (2) 利用者が本規約に違反し、日園連からの是正の通告を受領した後30日以内にこれを是正しない場合
- (3) その他日園連がその利用を継続することが適当でないと判断した場合

### 第17条（日園連の都合による利用契約の解除）

日園連が次のいずれかに該当する場合は情報の提供を停止し、利用料金は全額返金するものとします。またこの場合に伴う利用者からの損害賠償の請求、その他一切のクレームに対する責任は負わないものとします。

- (1) 引き続き30日以上にわたり情報を提供することが困難な状況に至ったとき
- (2) 日園連の業務の遂行上または技術的に著しく困難な状況に至ったとき

## 第5章 損害賠償

### 第18条（損害賠償）

1. 本規約、本サービス提供、本サービスの事故等によって、直接もしくは間接的に生じた損害については、その理由、損害の程度如何にかかわらず、日園連はその責任を負いません。
2. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他の

偶発事故、その他合理的管理を越えて発生した諸原因によって本サービスを利用できなかった場合、日園連は本規約の不履行の責を負いません。

3. 第5条（情報の帰属）、第10条（権利譲渡の禁止）、第12条（利用者の責務等）の規約に違反した利用者の行為により損害が発生した場合は、日園連はその利用者に対してその損害を賠償するよう請求をすることができます。

## 第6章 附 則

本規約に定めのない事項ならびに本規約に疑義が生じた場合、当事者が信義誠実の原則に従って協議します。

制定 平成15年9月24日

改正 平成19年5月9日